

# 1 出来高融資制度

## 概要

国土交通省が中小・中堅建設企業の資金繰り対策として行う公的な融資制度です。

国や地方公共団体等が発注する建設工事や公共性のある民間工事を受注した元請建設企業が、その工事の出来高に応じて、工期中にその出来高部分を低利で資金化することができます。

- 出来高融資制度の3つの特徴
  1. 工事出来高に応じた融資が受けられます。
  2. 簡易・迅速な融資が受けられます。
  3. 経審Y評点のアップが図れます。

<https://www.kensetsu-kikin.or.jp/management/finance/vls-about.html>

## 問い合わせ先

一般財団法人 建設業振興基金 金融支援課

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館

TEL : 03-5473-4575

## 2 下請債権保全支援事業

### 概 要

下請建設企業等の雇用の安定、連鎖倒産防止等を図ることを目的として平成22年3月に国土交通省が創設した制度です。

<https://www.kensetsu-kikin.or.jp/management/finance/slm-about.html>

### 内 容

#### ① 確実な債権回収ができます。

予め債権に保証を掛けたり、債権を売却することで、万一、取引先企業が倒産した場合でも確実な債権の回収が可能です。

#### ② 保証料・手数料の助成があります。

負担する保証料や買取手数料については国（基金）からの助成が受けられます。

#### ③ 取引先に知られずに債権の保全ができます。

手形・請求書1枚から取引先に知られることなく（※）債権の保全が可能です。

※保証履行に至った場合はこの限りではありません。

### 問い合わせ先

一般財団法人 建設業振興基金 金融支援課

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-1 2 虎ノ門4丁目MTビル2号館

TEL：03-5473-4575

## 3 IT活用促進資金

### 概要

情報技術の普及・変化に関連した事業環境の変化に対応するための情報技術の活用の促進を図る中小企業者を支援します。

[https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/11\\_itsikin\\_m\\_t.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/11_itsikin_m_t.html)

### 利用できる方

- (1) 情報技術（IT）の普及に伴う事業環境の変化に対応するための情報化投資を行う方で、次のいずれかに当てはまる方
  - A. 情報技術（IT）を活用した効果的な企業内業務改善および企業内の情報交換など業務の高度化を行う方
  - B. 他企業、消費者などとの間でネットワーク上の取引および情報の受発信を行う方
  - C. 企業内業務の情報技術（IT）の水準を取引先など企業外の情報技術（IT）の水準に合わせようとする方
  - D. 情報技術（IT）の活用により、業務方法、業務内容などの経営革新を図ろうとする方
  - E. A～D を組み合わせるなど、情報技術（IT）などを高度に活用する方
- (2) 中小企業等経営強化法に基づき認定を受けた情報処理支援機関
- (3) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給および導入の促進に関する法律に基づく特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定を受けた方または特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定を受けた方
- (4) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律に基づく特定半導体生産技術整備等計画の認定（変更認定を含む。）を受けた方
- (5) テレワークの導入等を行う方

### 資金の使いみち

「利用できる方」（1）または（5）の方

次の設備を取得するための設備資金および長期運転資金

1. 電子計算機（ソフトウェアを含みます。）※
2. 周辺装置（電子計算機本体と組み合わせて使用するモデムなどの通信装置など）
3. 端末装置（多機能情報端末など）
4. 被制御設備（高度数値制御加工装置（CNC）、多軸産業用ロボット装置など）
5. 関連設備（LAN ケーブルやゲートウェイ装置など）
6. 関連建物・構築物（上記装置、設備の導入と併せてその取得に必要な不可欠なもの）

「利用できる方」（2）の方

中小企業等経営強化法に定める情報処理支援業務を行うために必要な設備資金（ソフトウェア含む）および長期運転資金

「利用できる方」(3)の方

認定開発供給計画または認定導入計画を実施するために必要とする設備資金(土地にかかる資金を除く。)および長期運転資金

「利用できる方」(4)の方

認定特定半導体生産施設整備等計画を実施するために必要とする設備資金および長期運転資金

「利用できる方」(1)～(5)の方の長期運転資金には以下のものを含まれます。

- 設備などを賃借するために必要な資金
- ソフトウェアの取得、制作および運用に必要な資金など
- 建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金

※「電子計算機」については、単体で導入される場合は融資の対象となりません。(資金のお使いみち1～5の設備との連携を図るために導入する場合などにご融資の対象となります。)

#### 問い合わせ先

(株)日本政策金融公庫(略称:日本公庫)

※支店の窓口(中小企業事業)までお問い合わせください。